

高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

加藤 哲也（医療法人偕行会名古屋共立病院）

高齢者問題専門職ネットワークは、愛知県弁護士会が中心となり、本会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会、愛知県看護協会等で構成し、研修会等を開催するものです。構成団体の会員であれば、事前申込不要・直接現地・無料で参加できます。

平成 30 年 7 月 28 日（土）、愛知県司法書士会館で開催され、各会から 40 名程の参加がありました。今回は以下の演者により報告がありました。

テーマ：医療機関で生じる保証人問題と愛知県医療ソーシャルワーカー協会の取り組み

報告者：名古屋セントラル病院 山根 唯 MSW

愛知県医療ソーシャルワーカー協会保証人問題委員会が協会員向けに実施した保証人問題に関するグループワーク等を元に、以下を報告された。

■医療機関で生じている保証人問題の現状と MSW が苦慮すること

- ・ 転入院・入所の支援に支障が出る
- ・ 入院時、日用品の調達依頼が病棟から入る
- ・ 手術や検査の同意書にサインできない場合に対応を求められる
- ・ 熟考の上、身元保証団体との契約が必要な場合、どの団体を選択すれば良いか悩む

■専門職が連携し、地域単位で取り組み、適切な治療を受けられる体制づくりが必要となる。

同委員会では、MSW が保証人の代行業務を担う不在者の方の支援を行うために必要な要点をまとめた「医療ソーシャルワーカーのための保証人不在者対応マニュアル」を作成・発行した。

テーマ：身元保証問題について

報告者：愛知県弁護士会 熊田 均 弁護士

法的視点より、身元保証問題・医療同意等に関して報告された。

■入院や入所の際に、身元保証を求めること

- ・ 肯定面 身近な親族等、本人の意向を代弁する人がいれば、本人の権利を護る利点がある
- ・ 否定面 身近な親族等の代弁者がいない場合にも、一律に、身元保証人を求める点
- ・ 医師法 19 条 1 項「診療に従事する医師は、診療医療の求めがあった場合には正当な事由がなければこれを拒んではならない」とされ、身元保証人がいないことは拒む理由にならない
- ・ 各介護保険施設の省令「正当な理由がなくサービスの提供を拒んではならない」とされ、身元保証人がいないことは拒む理由にならない

■身元保証に求められる権能のうち、「医療同意」は質的に異なる

- ・ 手術等に関する同意権は本人だけが有している（一身専属権）
- ・ 本人が医療による侵襲の意味が理解でき、その結果どうなるかを判断する能力があれば足りる。契約時の意思能力とは異なる
- ・ 本人が理解困難な場合、家族のみが代わりに同意できる。ただし、家族が本人の意思を推定可能である場合に限られ、家族が当然に医療同意権を有するものではない
- ・ 成年後見人に医療同意権はない

■医療同意における成年後見人の立場としての見解

- ・ 医療同意権がないからと言って、医療に無関心であるわけではない
- ・ 医療行為の意思決定支援のための情報提供、本人の権利擁護のための身上監護や意見交換等は可能

■展望

- ・ 成年後見利用促進計画に、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」が挙げられている
- ・ 各医療機関の規模や地域性に沿ったマニュアルの整備等、代替手段の利用や構築に向け、MSW が要となってほしい

その他

- ・ 身元保証事業に代わる制度・対応方法として、成年後見制度、死後事務等を説明された
- ・ 精神科病院の PSW や、成年後見人をされている司法書士から、事例を踏まえた質疑応答があり、活発に意見交換された。

次回の予定

日 時：平成 30 年 10 月 20 日（土）午後 1 時～午後 3 時

テーマ：「養護者及び福祉施設等従事者等からの虐待の現状と防止について」

講 師：名古屋市高齢者・障害者虐待相談センター 弘田 直紀 氏 岩下 有里 氏

場 所：愛知県司法書士会館

次々回の予定

日 時：平成 30 年 2 月 16 日（土）午後 1 時～午後 3 時

※変更することがあります。詳細が決まり次第、会報・ホームページ等でご案内します。